

独立行政法人日本スポーツ振興センター加入について

ご案内

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

上宮学園では、在学する生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下において生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、生徒の名簿を提出することになっています。本校では全員に加入していただくようお願いしておりますので、別紙「独立行政法人日本スポーツセンター加入同意書」に御記入の上、担任に提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。

令和3年4月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10 (そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害 (その程度により第1級から第14級に区分される。)	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
突然死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕
	運動などの行為と関連のない突然死	

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
(保育所等における保育中を含む。)
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学(園)する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑦ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

■ 給付掛金(年額)

保護者等負担額

- ・高等学校 1,780 円
- ・中学校 460 円

※負担年額は年額です。

手続きについて

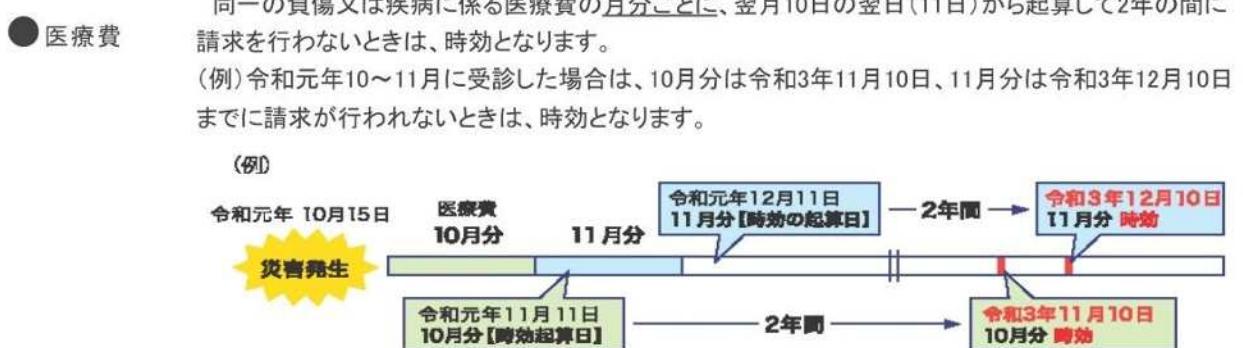
1. 日本スポーツ振興センターではお子様が学校管理下において負傷され、医療機関を受診されました際の医療費等の給付を行っています。医療機関を受診されたら、事務局までご連絡ください。
お渡しする医療等の状況の用紙を医療機関で記入してもらい、事務局に提出してください。
用紙は1ヶ月につき1枚必要になります。

- 整形外科・外科・歯科・眼科・皮膚科・内科受診の場合：「医療等の状況」
 - 整骨院受診の場合：整骨院専用の「医療等の状況」
 - 主治医により治療用装具（サポーター等）の装着を勧められた場合：「治療用装具明細書」
 - 薬が院外処方の場合：「調剤報酬明細書」
- ※提出時、上記書類以外に領収書のコピーも必要な場合があります。

2. 日本スポーツ振興センターより給付金が支給されたら、医療費給付のお知らせプリントを配布します。
給付金は授業料等引き落とし指定口座に振込みさせていただきますので、ご確認の程宜しくお願ひいたします。

○注意点

- 治療終了までの合計診療点数が500点以下の場合、給付対象にはなりません。
- 災害発生日から2年間一度も申請を行わなかった場合、時効となり申請できなくなります。
- 長期治療や経過観察が必要な場合、初診から最長10年間申請できます。（卒業後も可）



● 障害見舞金

負傷又は疾病が治った日の属する月の翌月10日の翌日（11日）から起算して2年の間に請求を行わないとときは、時効となります。

（例）令和元年10月1日に治り又は症状固定した場合は、令和3年11月10日までに請求が行われないとときは、時効となります。

● 死亡見舞金

死亡した日の翌日から起算して2年間請求を行わないとときは、時効となります。

（例）令和元年10月15日に死亡した場合は、令和3年10月15日までに請求が行われないとときは、時効となります。

学校(園)又は通学(園)中にケガをした時の手続き方法

申請の手続きは、次のとおりお願いします。

- ① 学校(園)の先生から請求に必要な用紙を受け取ってください。各用紙は、JSCのホームページからダウンロードすることもできます。

[請求に必要な主な用紙]

用紙の種類	証明機関	説明
医療等の状況(別紙3(1))	病院・歯科医院	医療機関を受診したときに使用します。
医療等の状況(別紙3(3))	柔道整復師(接骨院など)	柔道整復師から施術を受けたときに使用します。
調剤報酬明細書(別紙3(7))	保険薬局	医師の処方箋により、保険薬局から薬を購入したときに使用します。
治療用器具・生血明細書(別紙3(6))	医療機関・保護者	医師が治療上必要と認めた治療用器具を購入したときに使用します。 ※領収書の写しの添付と保護者の証明(下半分)が必要です。

- ② 受診した医療機関等に①の用紙を提出し、証明を受けてください。

* 健康保険が適用される受診が対象です。
* 複数月にかかる場合は、療養月ごとの証明が必要となります。

- ③ ②の用紙を学校(園)の先生に提出してください。

* 医療費(医療等の状況の診療報酬請求点数又は治療用器具の器具費用)が7,000点(70,000円)以上の場合は、「高額療養状況の届」が必要となります(医療費助成制度を利用した場合*は、提出を省略できます。)。

* 受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります。

例: 2019年2月療養分は、2021年3月10日までにJSCに請求しないと時効になります。

* 医療費助成制度を利用*又は高額療養費に該当した場合は、自己負担額に応じた給付金をお支払いします。

* 医療費助成制度については、自治体により取扱いが異なります。

災害発生から給付金を受け取るまでのながれ



学校で起こったケガ等に対して医療費の給付を行う制度です。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。

お願い

「医療等の状況」等を医療機関等に証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみなさまの特別の配慮によりご協力をいただいております。

用紙を持参してもその場ですぐに書いていただけない場合もありますことをご了承ください。

学校(園)の先生方へ こちらの用紙を「医療等の状況」と共に保護者にお渡しください。

